

多治見市是正請求審査会規則

平成 22 年 3 月 31 日
多治見市規則第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、多治見市是正請求手続条例(平成 21 年条例第 42 号)第 32 条第 6 項の規定に基づき、是正請求審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び職務代理者)

第 2 条 審査会に、会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員が会長の職務を代理する。

(会議及び議事)

第 3 条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後最初の審査会は、市長が招集する。

2 審査会の議長は、会長をもって充てる。

3 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。